

## しながわ電気・ガス料金緊急支援事業実施要領

令和8年6月22日

地域振興部長決定

### (目的)

第1条 この要領は、しながわ電気・ガス料金緊急支援事業実施要綱（令和8年品川区要綱第 号。以下「要綱」という。）の趣旨を踏まえ、燃料価格高騰により光熱費上昇の影響を受ける区民に対し、負担軽減に資する給付を迅速かつ適切に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (給付対象者の範囲)

第2条 要綱第4条第1項第2号に規定するその他区長が特に必要と認める者とは、基準日において、品川区（以下「区」という。）の住民基本台帳に記録されている者または区に生活の拠点がある者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、その者に同伴者がいる場合は、同伴者を含めた人員の中から1人を対象者とする。

(1) 配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）または婦人保護施設の入所者の暴力被害について、当該入所者の親族等、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該加害者と生計を別にしている入所者を含む。）（以下「DV避難者」という。）であって、次のアからウまでに掲げる要件のいずれかを満たすもの

ア DV避難者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令または第10条の2に基づく退去等命令をいう。）が出されていること

イ 婦人相談所により、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている、または婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体を含む。）により、確認書（婦人相談所により発行される配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること

ウ 住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること

(2) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第3項に

規定する養護者をいう。) から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定により入所または入居（以下「入所等」という。）の措置が採られているもの

- (3) 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定により入所等の措置が採られているもの
- (4) 前各号の者に類する者で、官公署等の支援または相談を受けているもの（当該支援等を受けていることについて、官公署等が発行する証明書、確認書等により確認できる者に限る。）
- (5) その他地域振興部長が必要と認める者（申請書等の郵送）

第3条 区長は、しながわ電気・ガス料金緊急支援給付金（以下「給付金」という。）の給付対象者（以下「給付対象者」という。）宛てに、次の各号に掲げる給付金の申請に必要な書類を郵送する。

- (1) 要綱第5条第1項第2号に規定する郵送申請方式で申請する際、給付金の給付を受けようとする給付対象者（以下「申請者」という）によって提出が必要となるしながわ電気・ガス料金緊急支援給付金申請書（要綱第5条第1項第2号に定める様式第1号。以下「申請書」という。要綱第5条第1項第1号に規定する電子申請方式による申請の際に必要な情報も併記されたもの）
- (2) 給付金の案内を記載した書類（給付の方法）

第4条 給付金の給付は、要綱第8条の規定により給付の決定をした後、要綱第5条第1項各号に掲げる方式により行うものとする。ただし、要綱第5条第1項第2号に定める方式による給付であつて、口座名義人が死亡したことにより指定された銀行口座が凍結されている等の場合は、申請者の親族等への銀行口座への代理受領を認めるものとする。

（申請書の別住所への郵送および再発行）

第5条 入院、施設入所その他やむを得ない事情で住民登録地において申請書を受け取ることができないため、別の住所へ申請書の送付を希望する場合は、区長に対してその旨の依頼をするものとし、依頼を受けた区長は、申請書を別の住所へ郵送するものとする。

- 2 申請書の不着、破損、紛失、基準日以後の転居等により申請書の再発行を希望する場合は、区長に対してその旨の依頼をするものとし、依頼を受けた

区長は、世帯主等の氏名および生年月日、基準日時点の住所等を確認した上で、申請書を再発行し、郵送するものとする。

(提出書類等)

第6条 要綱第5条第1項第1号に規定する電子申請方式による申請を行う申請者は、公的個人認証サービスにより申請者本人による申請であることを証明する。しかし、これにより難しい場合、申請者は申請者本人の公的身分証明書を撮影した画像データ等を提出するものとする。

2 要綱第5条第1項第2号に規定する郵送申請方式による申請を行う申請者は、必要事項が記入された申請書の提出と同時に、申請者本人の公的身分証明書の写しおよび申請者本人名義の預金通帳の写し等の振込口座の情報がわかる書類（以下「通帳の写し等」という。）を提出する。代理人による申請の場合は、代理人の公的身分証明書の写しおよび代理人名義の通帳の写し等を提出するものとする。加えて、要綱第7条第1項第2号または同項第3号に規定する代理人による申請の場合は、当該各号いずれかに該当することを証する書類を提出するものとする。

(代理による受領が認められる者)

第7条 要綱第7条第1項第3号の区長が特に認める者とは、対象者による受領が困難な場合であって、その者を代理人とすることが当該対象者の利益になると認められるときの任意代理として、次の各号に掲げる対象者の状況の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 寝たきり、認知症等であるとき

親類の者等であって、当該対象者との関係を説明する書類の提示または写しの添付を求める等により、その者を当該対象者の代理人とすることが望ましいと区長が認めたもの

(2) 老人福祉施設または身体・知的・精神障害者施設に入所しているとき

当該施設の職員に対して口頭で質問する等により、その者を当該対象者の代理人とすることが望ましいと区長が認めたもの

(3) DV避難者であるとき

民間支援団体の職員であって、当該対象者との関係を説明する書類または民間支援団体の職員であることを証する書類の提示または写しの添付を求める等により、その者を当該対象者の代理人とすることが望ましいと区長が認めたもの

(4) 留置施設または刑事施設に留置または収容されている未決拘禁者のとき

弁護士であって、当該世帯主との関係を証する書類の提示を求める等により、その者を当該世帯主の代理人とすることが望ましいと区長が認めたもの

- (5) その他前各号に類する者と地域振興部長が認めるもの  
(給付の決定)

第8条 要綱第8条に規定する内容の審査は、要綱第5条第1項各号に規定する申請および給付の方式ごとに次の各号により行うものとする。

- (1) 要綱第5条第1項第1号に規定する電子申請方式のとき

公的個人認証サービスにより、本人による申請であることの確認ができる場合には、審査は不要とし支給を決定する。公的個人認証サービスによらず、申請者から本人の公的身分証明書を撮影した画像データ等が提出された場合は、当該画像データから読み取れる氏名等の情報と実際に電子申請用システムから取得した申請者の情報を突合する方法で内容の審査を行うものとする。支給決定後は速やかにオンライン上で申請者に対して、現金自動預け払い機での給付金の受取に必要な情報と合わせて通知するものとする。

- (2) 要綱第5条第1項第2号に規定する郵送申請方式のとき

申請書、公的身分証明書および通帳の写し等に記載された氏名等を突合する方法で内容の審査を行うものとし、給付決定後は速やかに給付決定通知書（様式第2号）を申請者へ送付するものとする。

- 2 審査の結果、給付しないことを決定したときは、要綱第5条第1項各号に規定する申請の方式にかかわらず、速やかに不給付決定通知書（様式第3号）を送付することにより申請者に対して通知するものとする。

- 3 申請書、公的身分証明書等の偽造が疑われる場合は、私文書偽造、詐欺事件等となることを念頭に給付の差し控えを検討し、警察へ届出をする等、厳正な対応をするものとする。また、給付後に申請書類の偽造等が判明した場合は、返還を求めるものとする。

付 則

この要領は、令和8年8月1日から適用する。